

令和6年12月16日		
資料 提 供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内線3668 直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年11月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	2(2)
職員等	0(0)
計	2(2)

(2) 通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	0
その他	0
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)…教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
① ある県立学校の運動部顧問が、暴言等を含め不適切な指導を行っている。		調査の結果、当該事実は認められなかったことを確認した。当該校長は、誤解を招くような言動に気をつけるよう職員に注意した。
② ある保育所の職員が兼業している。		所管外のため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ①

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 0

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) 1 ①

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) 0

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) 0

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

0

(3) 調査を継続中としたもの

0

(4) 不受理としたもの

1 ②